



日本政府動物検疫所からの 重要なお知らせ

ベトナム等におけるアフリカ豚コレラの発生等を受け、2019年4月22日から

肉製品の違法な持込みへの 対応を厳格化します。



任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには厳正に対処します。

- ◆ 牛肉、豚肉、鶏卵等及びこれらを含む食品（肉製品）は、加熱等の加工済であってもベトナムから日本への輸入が認められていません。持ち込まないでください。
- ◆ 手荷物でこれら肉製品を持ち込んだ場合は罰則の対象となり、輸入申告がなされなかった場合は、より厳正な処分が行われます。

日本の法律（家畜伝染病予防法）により、

輸入検査を受けずに肉製品を持ち込んだ場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。